
吉岡町教育研究所 教育支援センター 「ひばりの家」

開設 令和 6年 7月 1日

代表者職氏名 教育長 山口 和良

所在地 〒370-3608 北群馬郡吉岡町下野田4 4 6 番地3

電話 E-mail. TEL.0279-26-7385

E-mail : ta-hibari@yoshioka.ed.jp



1 運営の目的

- (1) 町内在住の不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し、学校復帰を第一目標としないスタンスのもと、適切な個別指導を行い、自立性や社会性など豊かな人間性を育むための援助を行う。
- (2) 学校という集団になじめない児童生徒に対して、学校の話や学習をはじめ生活全般についてこちらから強要することはしない。本人の意思で生活を送らせることで、家から一步出られる安心できる居場所づくりをめざす。
- (3) 保護者や在籍校との連携を密にし、不登校及び不登校傾向の児童生徒への理解を深める援助をするとともに、子どもたちへの望ましいかわり方を模索しながら支援する。

2 令和 8 年度職員の構成・分担

会計年度任用職員 2 名（指導員として）

3 入所対象及び受入状況

- (1) 入所対象
吉岡町在住の不登校及び不登校傾向の児童生徒で、本人及び保護者が入所を希望した者。状況によっては保護者が学校を通さなくてもよい。
- (2) 受け入れ状況(令和 7 年度)
小学生 7 名

4 令和 8 年度開設状況

- (1) 開設日時
月曜日～木曜日
(吉岡町役場の閉庁日を除く)
9 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
- (2) 開設期間
基本的に吉岡町役場の閉庁日を除く期間。学校の夏季および冬季休業日中も開所し、利用することができる。
- (3) 日時程
入所している児童生徒が予定を立て、自主的に行動できるようにする。予定を考える際には、必要に応じて相談を受け、一緒に考えながら力を高めていくようにする。
- (4) 主な行事予定(令和 8 年度)
入所している児童生徒の実態にあわせて、安全に配慮した上で適宜、野外観察や野外活動等の体験活動を取り入れる。

5 入所・退所の進め方

- (1) 入所の手続き
入所希望の児童生徒の保護者は在籍校校長または学校教育室に申し出る。
在籍校校長は、個人調査書を教育長に提出する。
教育長は、申し出があったとき、入所会議（教育長、事務局長、指導員、当該校の校長）により入所を検討する。

本人・保護者の相談受付

相談

- ・「ひばりの家」見学・体験

保護者（通所申請書）

- ・保護者は、吉岡町「ひばりの家」への通所申請書を校長または学校教育室に提出する。

（通所申請書）

学校（個人調査書）

- ・校長は、教育長及び担当者と入所について協議し、個人調査書を教育長（研究所所長）に提出する。

教育委員会（入所会議）

- ・受け入れについて協議する。
- ・教育長（研究所所長）は校長、保護者に入所の承諾を通知する。

（入所承認）

学校（教育委員会からの入所通知）

（入所連絡）

保護者

(2) 退所の手続き

- ・入所は年度ごとの申請とするため、年度末をもって一旦全員退所とする。
- ・年度途中で入所児童生徒が学校へ登校可能となった場合。ただし、退所後も在籍校と連絡を取り、当該児童生徒の再通所の窓口を開いておく。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

入所児童生徒について「出席状況報告」を各学校の管理職と日々共有し、ここでの状況を在籍校に連絡する。関係職員には管理職から周知し、支援につなげていくようにする。

随時入所している児童生徒の在籍校の学級担任、不登校担当、自習室担当、SC、SSW、管理職、Y'ODS との情報交換等により連携を図る。

児童生徒自身の意思で、再登校への思いが高まってきた場合は、学級担任との連携のもと、情報交換を頻繁にする。必要に応じて指導員が学校への送迎を行い、登校の後押しをする。

(2) 家庭との連携

保護者面談・電話相談等を随時行う。また、場合によっては家庭訪問を行う。

(3) 関係機関との連携

それぞれのケースについて、必要に応じて学校以外の関係機関との連携を図り、問題の解決に努める。

定期的に専門的な心理カウンセラーを招いた教育相談を実施し、本人や保護者の気持ちの安定につなげる。

7 特色ある活動

学校復帰を第一目標としないので、学校にかかわる話を相談員等の大人の方からすることはしない。もちろん児童生徒の方からあれば傾聴する。

学校とは違う環境づくりをしていくことで、児童生徒の安心感につなげ、居心地のよい空間を築いていく。

- 給食を提供し、一緒に準備し、食事をとりながら仲間意識を高めていく。

緑あふれる静かな環境を生かしながら、花づくりや野菜づくり、公園等での軽スポーツや自然観察等、児童生徒の興味・関心に沿った活動を行う。

諸活動を行う際には、必要に応じて専門的な特技を有する地域の方々にも協力を依頼し、一緒に活動しながら社会性を身につけていけるように支援する。